

3・4・12号 安城一色線
3・1・8号 名豊道路
3・4・50号 西尾安城線
都市計画変更に関する説明会

令和8年1月23日

西尾市 都市整備部 都市計画課
愛知県 西三河建設事務所 西尾支所



西三河都市計画 3・4・12号 安城一色線
3・1・8号 名豊道路
3・4・50号 西尾安城線

都市計画変更 住民説明会

■ 本日の説明内容

- 説明会の趣旨および都市計画道路について（西尾市）
- 都市計画道路の変更概要および道路計画（愛知県）
- 今後の手続きについて（西尾市）
- 質疑応答

■ 説明会の趣旨

都市計画法第16条第1項に基づく説明会

「都道府県又は市町村は、都市計画の案を作成しようとする場合において必要があると認めるときには、公聴会の開催等住民の意見を反映させるために必要な措置を講ずるものとする。」（都市計画法第16条第1項）

1

■ 都市計画道路とは

- 都市計画道路は、都市の健全な発展と機能的な都市活動を確保するため、都市計画法で定められた道路です。
- 交通等の現況及び将来の見通しを勘案して道路を適切な規模で必要な位置に配置することにより、**円滑な都市活動を確保**するとともに、**良好な都市環境の形成**が図られます。

2

■ 都市計画道路にかかる制限

都市計画道路の区域内では、将来の円滑な道路整備のために、建物の建築に対して制限がかかります。
(都市計画法第53条による建物制限)



都市計画道路内で建物が建てられるのは、木造・鉄骨造・コンクリートブロック造などの地階がない二階建までです。

3

西三河都市計画道路

3・4・12号 安城一色線

他2路線

都市計画変更に関する説明会

令和8年1月23日

西尾市 都市整備部 都市計画課
愛知県 西三河建設事務所 西尾支所

■ 都市計画道路 安城一色線



- ◇名称 都市計画道路
3・4・12号 安城一色線
- ◇当初決定 昭和49年5月8日
- ◇最終決定 平成23年12月6日
- ◇起点 安城市御幸本町
- ◇終点 西尾市一色町一色東塩浜
- ◇都市計画変更区間 約2,300m
内、西尾市域 約2,080m

4

■ 都市計画変更の概要（安城一色線）

1. 種別	幹線街路
2. 名称	3・4・12号 安城一色線
3. 位置	安城西尾インター交差点北側（安城市と西尾市の市境）～西尾市米津町の朝鮮川南側
4. 区域	延長 約2,300m（内、西尾市域約2,080m）

8

■ 都市計画変更の概要（安城一色線）

5. 構造	道路幅員	
	<u>一般部</u>	23m ⇒ 25.75m
	<u>交差点部</u>	
	安城西尾インター交差点北側	19m ⇒ 26.00m
	安城西尾インター交差点南側、南中根北交差点	26m ⇒ 31.75m
	安城西尾インター交差点、南中根北交差点以外	26m ⇒ 28.75m

9

■ 都市計画変更の理由（安城一色線）

- 安全で円滑な交通処理を図るため、現行の道路構造令に基づき自転車通行帯を設けて、より安全性に配慮した横断構成に見直す必要があるため。
- 歩道幅員内において、本路線の防災性の向上のため、電線共同溝の地上機器を設置するための施設帯を確保する必要があるため。



今回は、既に決められている道路の「幅員」を変更

5

■ 都市計画変更の概要（名豊道路）

1. 種別	幹線街路
2. 名称	3・1・8号 名豊道路
3. 位置	安城西尾インター交差点
4. 区域	延長 約50m（内、西尾市域0m）
5. 構造	一部区間の区域を変更する。（隅切部）

10

■ 都市計画変更の理由（名豊道路）

- 安城一色線の変更に伴い、交差点部の隅切の区域を一部拡幅する必要があるため。



今回は、既に決められている道路の「区域」を変更

■ 都市計画変更の概要（西尾安城線）

1. 種別	幹線街路
2. 名称	3・4・50号 西尾安城線
3. 位置	西尾市南中根北交差点 ～ 西尾市南中根町交差点
4. 区域	延長 約180m（内、西尾市域180m）
5. 構造	道路幅員 : 一般部 12m ⇒ 12.50m 交差点部（南中根北交差点） 12m ⇒ 15.50m

11

■ 都市計画変更の理由（西尾安城線）

- 安城一色線の幅員の変更に合わせて、円滑な交通処理のため右折帯を確保する等の必要があるため。



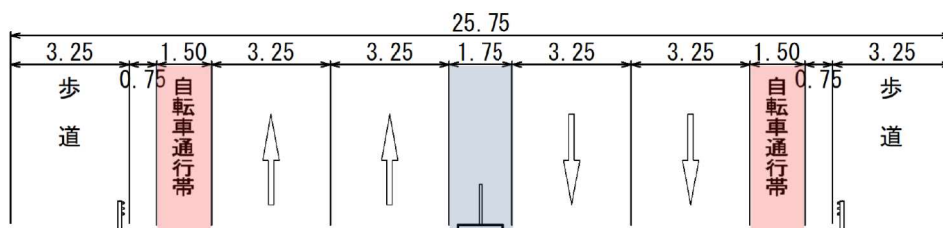
今回は、既に決められている道路の「幅員」を変更

13

14

■ 幅員構成図（安城一色線）

● 一般部

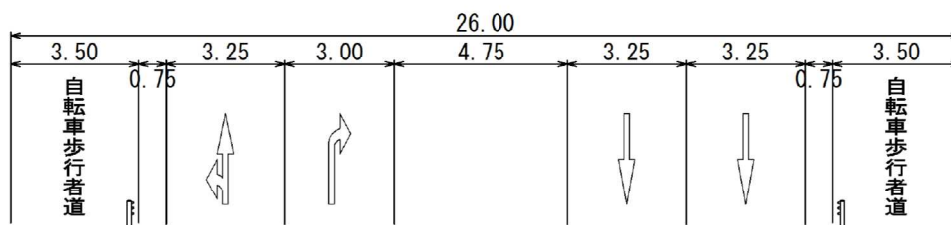


(単位：m)

● 自転車通行帯の設置

● 中央分離帯の設置 ※信号交差点以外での右折はできません

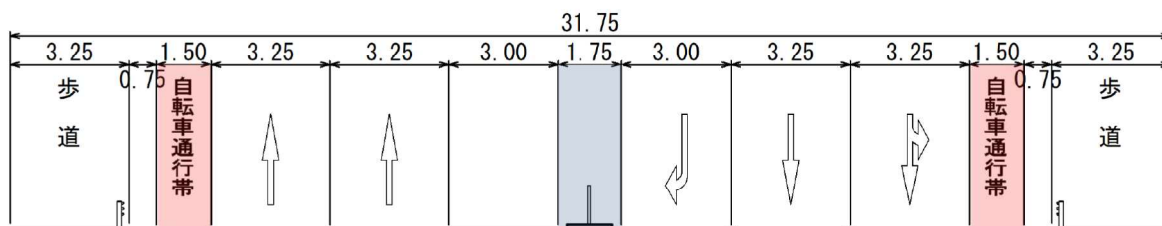
● 交差点部（安城西尾インター交差点北側）



(単位：m) 15

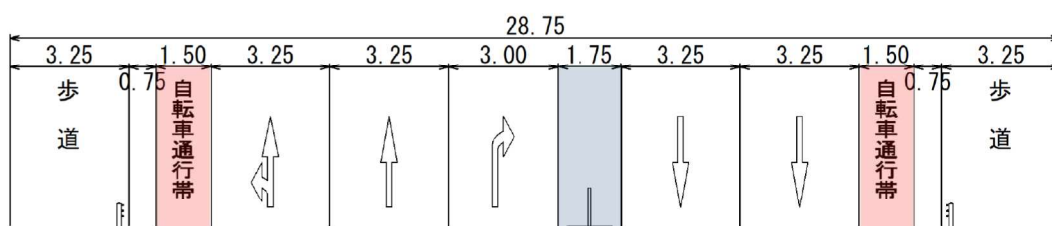
■ 幅員構成図（安城一色線）

● 交差点部（安城西尾インター交差点南側、南中根北交差点）



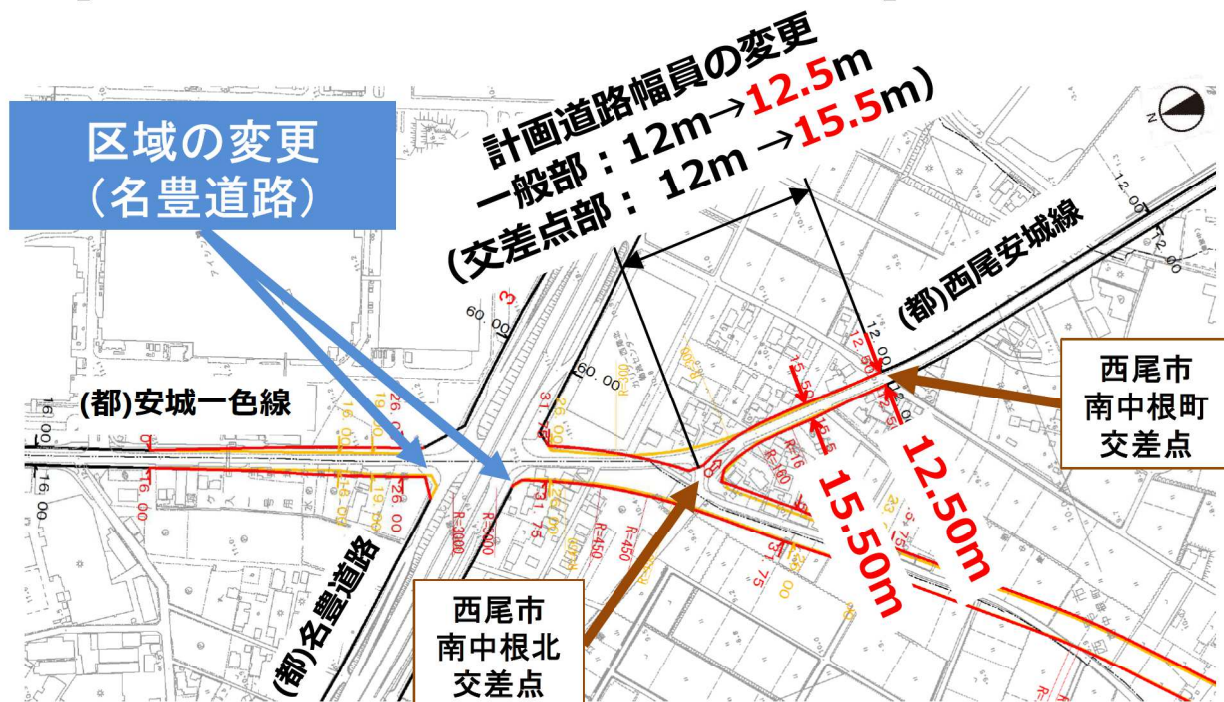
(単位：m)

● 交差点部（安城西尾インター交差点、南中根北交差点以外）



(単位：m)

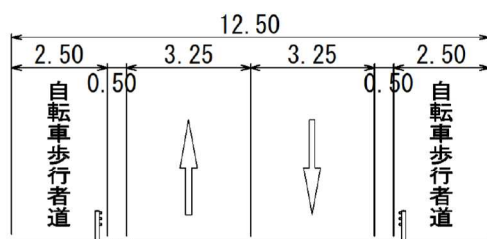
■ 道路幅員及び区域の変更（案） （名豊道路・西尾安城線）



17

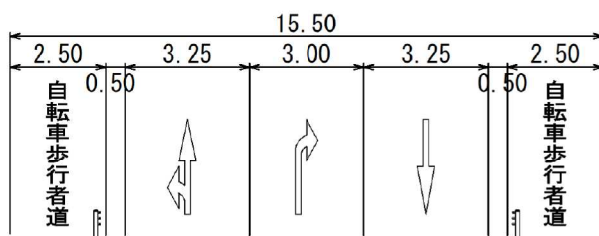
■ 幅員構成図（西尾安城線）

● 一般部



(単位: m)

● 交差点部（南中根北交差点）



(単位: m)

18

■ 整備効果

- 電線共同溝の地上機器を設置するための施設帯を確保し、災害時に円滑に通行できる緊急輸送道路ネットワークを強化します。
- 自転車通行帯を設置し、歩行者及び自転車の安全性・快適性を向上させます。
- 本路線が整備されることにより、地域の主要渋滞箇所の混雑が緩和されます。

19

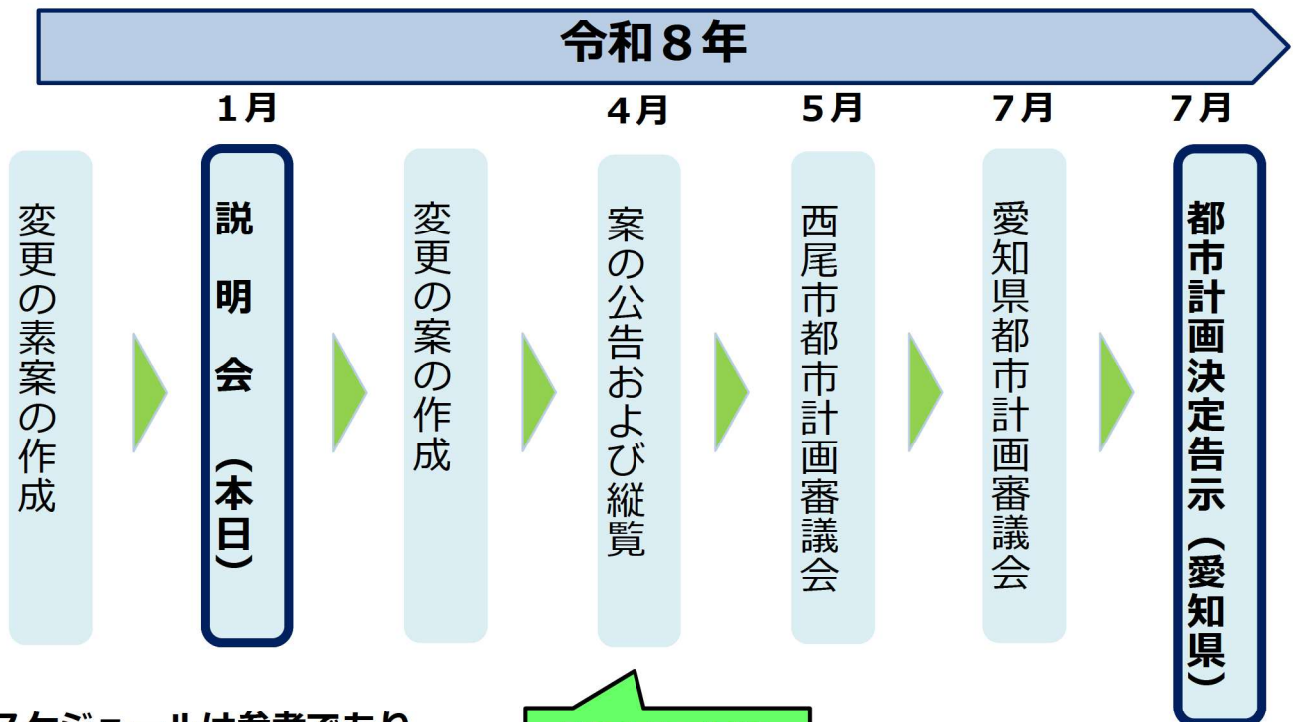
西三河都市計画道路

都市計画変更に関する 今後の手続きについて

令和8年1月23日

西尾市 都市整備部 都市計画課
愛知県 西三河建設事務所 西尾支所

■ 都市計画変更の手続き（愛知県決定）



※スケジュールは参考であり、
変更になる可能性があります。

12

終わり

皆様のご理解・ご協力をよろしくお願いします。

＜連絡先＞

都市計画決定手続きに関すること

西尾市 都市整備部 都市計画課

道路計画に関すること

愛知県 西三河建設事務所 西尾支所